



Title	福祉NPOに内在する学習過程研究の視座
Author(s)	武田, るい子
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 91, 119-133
Issue Date	2003-12
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.91.119
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28915
Type	departmental bulletin paper
File Information	91_P119-133.pdf



福祉 NPO に内在する学習過程研究の視座

武 田 るい子*

A Review of Research on Learning Process in Non-Profit Organizations for Social Care Services

Ruiko TAKEDA

【要旨】近年社会教育研究においても、NPO のさまざまな地域社会活動を参加型学習と捉える調査、研究が増えてきている。本論の目的は、今後の事例分析に向けて福祉 NPO の先行研究の視座や実践領域に固有の課題、分析視角を整理することである。まず、参照すべき社会教育研究の議論では、福祉 NPO のジレンマ、社会参加の場と地域協同の可能性、その際に不可欠の学習論がある。対象固有の研究課題では「障害児の親」研究、差別論を批判的に検討していく。次いで、社会教育研究として対象に即して分析をしていくための視角を整理していく。第一に、「障害児の親」の意識変容という方法によって NPO 活動を自己教育過程として再構成すること、第二に NPO 実践と事業の中で、差別を克服する論理がどのように具体化されているのかを明らかにすることが課題となる。

【キーワード】福祉 NPO、障害児の親、意識変容、学習、親密圏

はじめに

社会教育における NPO 研究の方向性を示すものとして、佐藤（2001）は多様な形態をもつ NPO（広義の非営利・協同セクター）の共通基盤を、「市民社会における「新しい公共性」や「社会的有用労働」の担い手」とする理解を示す。実証においては NPO の教育力に注目し、その「特質とアプローチの方法的な多面性・相違性を明らかにし、参画型社会形成の学習組織論・方法論を発展させることが課題である」と述べている⁽¹⁾。佐藤らのアプローチは、近年の NPO 研究の動向を継承しつつ公的社会教育とそれら「新しい学びの共同体」との連携課題を見据え、そこから実践的、理論的課題である支援の課題と多元的な公共性のあり方を考えようとするものである。実証事例では地域教育、環境、子育て、福祉領域の NPO が地域住民の社会参加の場としてあるいは教育提供主体となっていることに注目をして、それぞれの活動の内容や特徴の整理を行っている。全般的には地域問題解決型 NPO の教育提供機能を学習目的、内容、方法、組織の視点から捉えるという枠組みを提起しているように思われる。

成人の社会参加をとおした学びにみる力量形成（認識、知識、技術）と自治意識形成に関心をもつ社会教育の分析対象は、領域が環境であれ、福祉であれ、社会システムにおける役割に

* 北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程（教育計画講座）

向かうのではなく、組織的実践を展開する主体の自己教育過程にある。その課題とは、第一に実践する個人の人間の発達（変容）をどう捉えるか、第二に個人的認識変化と社会的行動との関連と論理を学習論としてどう理解し、理論化するかに向けられてきた。学習内容の編成に関わって、島田（1989）は「自己教育活動を本質とする社会教育においては、学習内容は学ばれるべき個別科学の論理においてでなく、学習者の認識の発展のすじ道に即して編成されるべきなのである」と述べている⁽²⁾。この点を踏まえるならば、佐藤らの枠組みはやはり外在的整理に留まっているといわざるを得ないだろう。「参加型学習を通じて能動的市民を形成する」という広義の目的に照らして、NPOをその担い手と捉える立場からは、参加型学習内容及び学習過程自体を分析し、能動的市民がいかに形成されうかが検討課題とされる必要があろう。また、NPO自体が教育活動を一義的目的としない場合に、「教育主体への転化」という本質的課題を避けるわけにはいかないのであるが、事例分析の結論は以下のようなことである。一つにはNPOの行政補完的ではないオルタナティブな活動の意義や、関わる人の関係づくりとネットワークの広がり指摘され、二つ目として新しいプログラム展開を可能とする構想力と実務能力を兼ね備えた人材条件が確認され、それらの存立構造の中で参加者協同が成立するというものである。これらNPO活動の特徴は既に、他領域の各論研究において明らかにされてきたことでもある。1990年代後半に登場した新しい実践主体に教育提供主体という視角を持ち込もうとする意図は、これまでのところ十分に貫徹されているとは思われない。

むしろ筆者はNPOが提供する教育活動に限定することなく、参加型学習の意味を多様な実践に内在的な学習過程と捉えて、実践者の自己教育過程を明らかにすることに課題を設定したい。自ら行動することで社会的連帯や共生社会を形成しようとするNPO活動の展開に即して、実践者たちの課題認識過程を描くことは、島田のいう「学習者の認識の発展のすじ道」を明らかにすることにつながるだろう。そのような課題にアプローチする方法と視角を設定して、分析対象とする福祉NPOの固有性と実践的文脈に即して、自己教育や集団的学習過程をどう理解すべきかを示していく必要がある。本稿はまず、対象の個別性を理解するために福祉NPOと「障害児の親」に関する先行研究の検討を行い、従来の研究が何を捉えてきたのかを整理していく。次いで、対象とするNPO（知的障害児（者）福祉）の実践に即して、人間の発達をみるためにどのような視点を持つべきか、今後の事例分析に向けた課題を明らかにしていくことを目的とする。

1. 福祉NPOの先行研究が捉えた課題とは

まずは、福祉NPOに関する先行研究に共通する視座や研究の特徴を整理しておきたい。

(1) 市場主義的福祉改革とNPOへの期待——サービス提供者として

地方分権下における福祉提供主体の多様化が現実のものとなってくる中で、介護保険施行とともに地域福祉推進主体としてNPOへの期待は高まっている。福祉コミュニティ形成の拠点として、サービス提供主体として新たな主体の登場を歓迎する論調は依然強い。しかし、こうした住民参加の積極的意義を強調する論理の一面性に対する反論も提出されている。一つには、福祉的課題の総合的解決システムの形成段階では、地域内資源の総合化や連携が必要になってくるが、このことから地域社会内部における協同の困難や権力構造の問題が立ち現れてくると

いうことである。二つ目として、参加型福祉社会論では計画策定、政治的決場面への関与が一定程度進展するものの、社会的サービス受給者等利用者の参加を保障する枠組みが権利擁護やアドボケイトに還元されて議論されているのみで、自己決定機会の保障に関する具体的あり方に広く合意された見解はない。三つ目としては、結局のところ参加の段階論以前に社会関係から排除された人たちは自由な選択主体たり得ないのであり、参加機会を自らのものとする契機が能力次第とされる限り、更なる社会的排除と不平等の拡大という問題を招来するというものである⁽³⁾。とりわけ能力の自律的活用が困難な人たちの場合にこの問題は深刻なものとなる。以上のような問題を内包する「参加型福祉社会」論は、1990年代に福祉改革を推進するために政策的文脈から導出された論理であり、その後の官民パートナーシップ推進のイデオロギーに根拠を提出するものである。

一方、社会変革志向をもつ市民社会論にあっても、参加は重要なキーワードとなっているが、その理論的傾向は参加の手続きや段階論、情報公開、外部監査を徹底する等、多面的、多様な参加者による公平な運営・決定のしくみづくりに向けられている。このように、何に向かう参加であるかの違いを考慮しても、参加論はそのしくみ、手続き論として議論される傾向が強いということがいえる。

(2) NPO のジレンマ ― 国家と市民の間という位置

特に介護保険導入後の福祉 NPO に顕著な傾向であるが、事業者として責任あるサービス提供を行うためには経営安定が懸案事項となることから、収益性への配慮を先行せざるを得ないという現状がある。非該当サービス部分をどう社会的使命として引き受けつつ、安定経営を維持するかという課題である。そこには社会変革の側面を代弁するという NPO の運動性が、準公的事業者となることで薄らいでいるのではないかという批判を見ることができる。

岡(2001)は NPO マネージメント論隆盛の現状に疑問を呈し、組織維持のために市民活動の本旨を忘れがちではないかと指摘する。そして社会的使命を事業自体の中で貫く「長崎ボランティア協会」の事例を元に、NPO による介護サービス提供の意義と可能性を考察し、「問題を社会化する基礎をつくる」と「問題を抱えつづける力」という提起をしている。この意味を筆者なりに敷衍すると、人間の暮らしに内在する問題には安易な解決方法などないことが多いのであるが、一人では抱えきれない問題と共生する方略として、問題を抱える者同士が孤独から抜け出して、問題を抱えた生を支え合う組織と社会的解決に向けた事業づくりを行うことに、NPO の存在意義があるということではないだろうか⁽⁴⁾。

また、岡は別の論文でケアシステムの主体の構造再編について考察している。福祉サービスを担う NPO の登場によって、ケアシステムの主体が多元化したことから、それぞれが何に対して責任を負うものかの問いが生まれたということである。このことは単に供給者である実践者側に役割意識(明確な自己規定)が求められているだけではなく、地域福祉においては誰もが責任主体となる可能性があるという認識を示し、当事者視点に立つケアシステムが求められているという主張となる。そして、NPO が関係コーディネイトをつうじて創造しようとしているのは「当事者・市民・行政の役割分担」のあり方であり、問題解決の責任を社会的に共有するために、実践レベルでシェアのあり方が模索されていると述べている⁽⁵⁾。

筆者もこれらの主張に賛同する。市民がサービス提供主体と利用主体に分離する時代において、福祉改革プログラムをいかに人間化するかという問いが地域社会に投げかけられているの

である。

(3)社会的学習の場としてのNPOへの期待——教育機会提供者として

為すことをとおした学びの場というNPOへの期待は、協同組合や住民運動にも共通に見出されたものである。したがって、NPOのどのような側面が新しいといえるのかが問われているといつてよい。

能動的市民形成とNPOの教育力という構想は、どのような課題を捉えているのだろうか。津田論文はNPOが目指す市民性＝自発性とする一般的概念規定の両義性を指摘する。NPO一般が能動的市民形成に関わる実践を展開しているという主張は、確かにナイーヴすぎる。それでは、どのようなNPO実践がそれを可能にするのか。津田は「体制順応型」と「社会運動型」に実践タイプを区分した上で、これら類型ごとに参加型学習のありよう、目的が異なっているという。後者にとって参加型学習は活動をとおした自己矛盾の省察であり、目的としての社会的承認とビジョン共有のための有効な手段であるという。一例では障害者の自立生活運動を取り上げて、ボランティアと障害当事者の関係を社会的学びの場として意識的に編成する学習活動が、「(他者との：筆者補足) 出会いを媒介とした信念と関係性のゆらぎ」の経験となり、現存の権力関係への気づきをもたらすものであるという。善きこととされるボランティアに隠された権力関係への気づきが市民性の根拠となるという主張である⁽⁶⁾。

ここでは市民参加の権力構造へのスタンスが問われている。「包摂か変革か」の懸念が表明され、それを回避するために市民性に込められるべき視点を提起していると理解できる。NPO活動は実践者のみならず、ボランティア参加者や利用者その家族までを含めて重層的な相互関係が展開する場であることから、従来の福祉教育の視野を押し広げて学校教育、福祉施設の枠を超えた実践協同の場となる可能性もあるだろう。そうした社会的学びの質を考える時に共通する関係構築の視点とは、「自分の内面的な偏見や人間観を自己批判することなしに、あるいは内面的文化を問うことなしに、単なる同情心をよりどころにした外面的福祉」⁽⁷⁾にならないことである。

岡と津田の主張には、①NPO実践が当事者の矛盾を引き受けて調整媒介者となる点と、②関係性に潜む権力構造に自覚的であろうとする点で共通性がある。筆者が注目するのは、NPOの存在意義を問うことをより具体的な、「関係障害」の克服という視点の設定において行う点である。特に岡のアプローチは重篤な関係障害ケースの事例に即して、当事者の自立の可能性を探るというものである。NPOが媒介者として関係障害を微調整する関わりを行うことの中に、矛盾克服のための教育的配慮が内在するという理解があるように思われる。

繰り返しになるが先行研究の捉えた課題を要約しておく、まず①市民参加の実質を高めるための手法に関わる課題への注目が、②何に向けての参加かという質に関する課題、つまり事業提供者となることで揺らいでいく社会変革志向(体制批判的精神)が問い直され、最後に市民性の内部にある③自己の価値観(偏見／エゴイズム)を対象化して、批判的に吟味するスタンスをどう獲得するかが問われているのである。福祉NPO研究は市民参加と市民性の根拠に関して、省察的自己という主体のあり様を捉えている同時に、権力規制を参加の手法やオルタナティブの創造と提示(社会的分業)、あるいは協働によって図ろうとする実践に内在する課題を掴み取っているのである。

次に、分析対象に関わって「障害児の親」の先行研究を検討していく。ここでは研究領域に

応じて「障害観」や「親の位置づけ」が異なることを確認し、それゆえに実践的対応も異なるということを確認する。

2. 「障害児の親」研究の検討

(1)「障害児の親」に関する主な先行研究～精神医学と社会学のアプローチ～

障害児家族に関する従来の研究では、障害児をもつ親の直面する不安を家族危機と捉えてきた。障害児の親研究は 1960-70 年代に主題化されるようになり、家族の養育上の困難、身体的・精神的負担感の実態を解明するものが中心であった。まず、渡辺の整理に従って、障害児の親たちに関する精神医学や発達心理学的研究の概要を述べていく⁽⁸⁾。障害児の親を対象とした研究では、障害児出産による心理的ショックと家族危機 (a family crisis) を指摘したリンデマンとクラインの研究、それを継承したソルニットとスタークによる研究がある。障害児誕生後に多くの両親が、失望、怒り、混乱そして子どもに拒否感を抱く自分への罪悪感などの感情をもつことに注目する、一連の心理的過程を対象喪失の悲哀の過程とみなす研究が有名である。日本の研究にも影響を与えたものとして、障害児をもつ親の「悲嘆の過程」の五段階モデルを提起したクラウドとケネルの研究がある⁽⁹⁾。彼らの五段階モデルとは「先天的奇形をもつ子どもたちの誕生直後に両親が示す」心的過程を、①ショックの段階、②否認の段階、③悲しみ、怒りの段階、④適応の段階、⑤再帰の段階へと変化するものとして一般化している。親が心理的段階を進むごとに、子どもの障害受容に至るという提起がなされてくる端緒となった研究である。渡辺も「この五段階は障害児一般にもほぼ該当すると思われる」と述べている。

次に、「悲嘆の過程」研究の批判から社会的に差別研究を展開する要田 (2000) の議論を見ていく⁽¹⁰⁾。要田の「悲嘆の過程」研究への批判のポイントは、まず「親たちの悲しみが「正常な反応」として位置づけられ、ほとんどすべての親は一樣に悲しみにくれるのだとされて」いるが、必ずしもそうではない親がいることを看過しているという。さらに、オーシャンスキー (1968) の研究を引いて、「悲嘆の過程」が繰り返される場合があり、「慢性的な悲しみ」の状態を抜け出せない親の心理をどう説明するのが不問であることから、「適応」の意味することは「慣れ」によって悲しみは癒えるということを言っているにすぎないと批判を展開している。「悲嘆の過程」とはいわば、悲しみが癒える時間的経過過程を明らかにするだけで、「親たちの悲しみの反応が、なぜ引き起こされるのかが問われていない」という指摘はもっともである。つまりクラウドらの提起には、親たちの障害に対する価値意識の変更が盛り込まれていないのである。そこで要田は自ら、親の価値観変化に焦点を当てて親の心理的变化を捉える「障害受容過程」の三段階モデル、①葛藤の段階、②受容の段階、③変革の段階を提起している⁽¹¹⁾。従来の研究との明確な違いは、親が自身の否定的な障害観から解放されることで、子どもの受容がなされるという主張にあると思われる。従来の「適応」と「再帰」概念では、社会的価値観への「適応」が正常とされ、障害児を保護する親役割の正常な機能の回復を「再帰」と語っていたにすぎないことに比べると、変化の本質を射程に入れたモデルとなっている。

その後、要田は「親たちの悲しみ」を自明視する研究を超えて、障害児の親たちをとりまく「同情すべき人たち」という社会的言説が、親たちの否定的障害観を構築するという見方に立って、障害児の親もまた現代社会の価値意識を内面化しているが故に、「健全者の論理」を実践する両義性を持ち、差別する側に容易に立ってしまう存在であることを射程に据えて障害

者差別構築論を展開する。その要点は、第一に、日本的母子関係の現状からして、わが子を献身的に保護する親が「善意の差別者」に転化し、差別の再生産が続いていくことになるとする論理を「世間」、「ミウチ」の概念を用いて解明し、第二に「健全者の論理」を乗り越える契機を、「子の代弁者」となる親の可能性とみなす提起にある。単著の後半部分で理論的関心は、日本的福祉国家論、日本の家族文化論の批判的検討にも及んでいる。これまでの「障害児の親」研究が欧米の研究から導き出された理論をそのまま採用していたことに対して、要田は日本の家族のもつ特殊条件を勘案した理論枠組みの必要を提起したこと、独特の概念装置である「世間」や「ミウチ」を使用して、日本における親の差別研究の端緒を築いたことは評価すべきである。

ここでは、障害児家族の生活困難実態や心理的適応過程を明らかにするなど事実の解明を中心とする研究を越えて、困難の形成原因を社会的差別に求める研究ができたことを見てきた。前者は困難の実態を把握して諸要因をどう取り除き、心身および生活状態の機能不全をどう改善させるかという視点に立って、支援の方法を見出すことを目的としてきたのであるが、後者の研究視点は、障害者を排除する論理を生み出す社会の価値観に問題を見出す点で明らかな違いがある。学問領域の違いが立脚点の違いのみならず、個人にアプローチするか、社会問題としてアプローチするかの違いを生んでいるのである。前者に対しては援助者側からの一面的対象把握であるという批判もあるが、臨床従事者からのこうした負担軽減に関する研究への支持は高いといえる。一方後者において克服の戦略はどのように展望できるのか、要田の乗り越えの可能性についての議論をみてみよう。

差別論一般としての「障害者と健常者との非対称な関係」を乗り越えるための、否定的な障害者観の克服がどのように執り行われるのかについての要田の提起とはまず、親のライフスタイルの変更であり、子どもの側に立つ「代弁者」としての親性に近づくことだとされる。そのためには、「親自身が社会から与えられた人生を生きるという受け身の人生を送るのではなく、「世間」への依存を止め、父親、母親のそれぞれが「自分の人生を主体的に生きる」ことが前提になるのだと述べている。

「企業中心社会」として特徴づけられる日本社会は、「生産性、効率性の論理をもとに、性別役割分担」システムが貫徹する社会である。資本の論理が人々の生活意識をも貫いて、過労死や「潜在的母子家庭」等の日本的文脈での生活の貧困や人間疎外が社会問題化する構造の中で、障害者問題が本人と母親の問題として現象させられてくるのは当然のことであろう。であるならば「子どもの代弁者」となるとは、このような近代生産至上主義への問題提起が含まれなければならない。それは、「やりがいのある育児」が、現代社会では「人間の生命を育む」育児というものではなく、「優秀な子を育てる」育児となっている」ことを問い返し、「人間の生命の尊厳という「家族独自の倫理」を形づくるという作業であり、「夫婦による家庭の取り戻し」でもあると要田は指摘する。人間の生命を育む子育てとは、「……親の生命が子どもの生命と向かい合うことができ、親が子どもの中に「人間が本来もつ生命の輝き」を発見する時に可能となるものであり、それを媒介する「障害をもつ子どもの力」に「新しい家族」を越えて「共生社会」構築への積極的な価値が見出されると述べている。

要田は「障害児の親という視座は、差別問題と社会問題の交差する交点というべきもので、さまざまな問題の解明」が必要になるという。「障害児と親」の問題には、「障害者と健常者の関係の問題」、「親と子どもの関係の問題」、「家族内での大人と子どもの関係と家族内ジェンダー

の問題」,「現代社会における制度としての家族の問題」などの諸相が複雑に絡み合っていて、それぞれの位相の中に様々な差別と権力構造が内在していると述べている。克服の提起ではギデンズの「私的領域の民主化」を援用し、「対等な親密性」や「純粋な関係性」を家族の内部において創りだし、「あえて弱い立場に立って」他者と心から結び合う関係を地域社会に広げる、共生のネットワークとして生きることであると述べている。

このような提案は、鷺田の「臨床哲学」の中にも見出されるものである。金井(2003)も同様に、介護の社会化を「親密さの形を「家族を突き抜けたところに生まれる「その他の親密な関係」へ拓く実践の取り組みと捉えて、「家族」の元来持つ意味を「親密さを求めて共存する形態」とする理解を示している⁽¹²⁾。日本の家族が現代にあってもなお家制度の封建性と、世間体という規範に包摂された社会制度としての機能をもつとするならば、障害児をもつ家族にこのような期待をすることが果たして可能なのか、実践的には疑問も提出されよう。

(2)差別論の意義と限界

先行研究ではそれぞれの立場に応じて、「障害観」や「障害児の親」の位置づけの違いが認められるが、それは従来から「医療モデル」と「社会モデル」の違いとして大別されてきた枠組みで理解可能である。要点を簡単に示せば、従来の医学的、精神分析学的、発達心理学的研究では、障害による個人的機能不全(インペアメント)を改善しようとするが、後者では社会的不利(ハンディキャップあるいはディスアビリティ)の除去が目指されるのである。また、前者は更に個人的アプローチをとるリハビリテーション、障害によって引き起こされる家族危機を対象に家族関係調整支援を含む精神医学アプローチ、子どもの発達支援と親支援を目指す療育アプローチとに分けられるが、共通するのは障害は克服すべきものとされる点である。

一方、要田の差別論は障害観からすれば肯定論に立つ「社会モデル」に位置づくものである。だが、親自身が障害当事者ではないことからすれば、インペアメントに対しては差異の肯定とも平等推進ともつかない態度になる。一般的には、「社会モデル」は社会的不利(環境改善, 社会関係改善)を除去することでインペアメントの問題も軽減されるはずだと考えているが、正確には理論的射程にはないといったほうがいい。

後者からは、更に「文化モデル」と命名される「差異」の肯定論が出現しつつある⁽¹³⁾。特徴的なことは、障害はあるがままのものとして肯定され、障害者は障害という特性と文化を生きるマイノリティとして人格が尊重されるべきであるという逆転の発想にある。「障害学」は社会モデルのインペアメント理解の不在を不満とし、インペアメントを「障害の文化」に変換しようとする理論である。このように見てくると、親の位置から差別の克服——異化か同化かはさしあたりおくとして——戦略をもつという視点は、要田にやや特徴的な視点ということになる⁽¹⁴⁾。要田差別論は、医療・精神医学・療育モデルが自明視する「障害児の親」役割を積極的に果たす親が、社会的差別を生んでしまう矛盾を解明することが理論的関心であった。一方、自立生活運動(障害学の実践的基礎)において親は、障害者(児)を家庭にそして最終的には施設に囲いこんで安全を保障はしたが、「愛情の名の下に」一人の人格としての自立の可能性を剥奪した加害者でもあるとされる。親と障害者は時に敵対者となり、親は自立を阻む壁として位置づけられることにもなる。従って、そこからは積極的に親の変容への期待を見出すことができないこととなる⁽¹⁵⁾。

このように誰れの視点に立つかによって、焦点化される課題が異なってくることは明らかで

ある。本稿ではこれ以上の議論に立ち入ることはせず、対象とする実践の文脈に即して克服の戦略の可能性を探るために、要田差別論の視点を掘り下げていくことにしたい。

要田の差別論は、知的障害者の親の場合を主に想定している。身体障害者中心の自立生活運動とは違い、自己組織化や自己訓練手法の開発と普及活動の推進力を得にくい知的障害者の場合、両義性を抱えた親を契機に据えるのも現実的な判断と言わざるを得ないだろう。子どもを育て、方向付けて社会に手渡していく役割を担っているということ、そうした家族の機能は弱体化しつつも、子どもの社会化にとって基本的位置を占めることに変わりはない。そうであれば、親の子育て観の自覚的形が問われていくのは、ジェンダー論からの批判を覚悟しつつも、現実的にはそこを出発点に据えるしかないのではあるまいか。そして「障害児の親」という立場は障害当事者にとっては「親密なる他者」にも、「自立を阻む支配者」にもなりうるものという点を踏まえて、「親密なる他者」へと家族が拓かれてゆく可能性と条件を、そこから考えていくしかないのではないか。『障害者差別の社会学』に即してみても限りでは、家族及び親が「子どもの代弁者」となるとする主張がなされていた点に、家族社会学者としての要田差別論の限界もあるように思われる。確かに、家族や親がまず主体性を回復することで「子どもの代弁者」としての親性を取得していく過程があって、社会的差別のエージェントから脱出できるという論理はわかり易い。だが、現実には個々の家庭や支援環境、子どもの状態、発達段階、親自身の資質などの諸条件によって、多様な実像としての「代弁者」が想定されることになるだろう。諸条件をコントロールするには、地域生活支援資源が豊富であることが十分条件となることを看過しているように思われる。

(3)「障害児の親」の意識変容という方法

親の障害受容と意識変容という方法で、果たしてどのような実践的解決策を導くことができるのかが問われているということだ。これまでの「障害児の親」に関する研究は、医療・福祉臨床から出発したという原点をもつがゆえに、障害児（当事者）と一体的な被援助者（課題を抱えるクライアント）という視点で捉えられることが多かった⁽¹⁶⁾。むしろそうした視点の必要性は認める。だが、筆者が調査を行った「マザーグースの会」（障害児の母親と支援者の会）の活動をとおして見えてきたのは、むしろ自己実現や自己発達の主体という姿である⁽¹⁷⁾。人生の大半をかわいそうな子どものために尽くし、守り手であるべきことを期待されてきた人々が、「障害児の母親」という社会的イメージから自己解放され、障害をもつ子どもを子どもなりの発達という実相において受け止めていくことで、障害をもつ子との生活に積極的な意味を付与する逆転の発想が生まれ、地域社会の現実的変化を主導する主体になりゆく過程と論理が見通せるように思われた⁽¹⁸⁾。

セルフヘルプ研究においては、共通する何らかの課題を抱えている本人や家族自身が構成員となり、相互に支え合うグループに内在する人間発達の観点が強調される。グループ活動は相互の関連性に焦点を当て、ともすれば「自分が悪いから」と自己否定に陥りがちなメンバーに見られる「体験の神秘化」を取り除き、問題を理解する枠組みを与えること、変化への期待を増大させることを目的に行われる。それによって、問題の捉え直し（リフレイミング）が生じ、マイナスをプラスに転換することに貢献していくというのが基本的な実践論理である。従って、主にグループ・ダイナミクスと参加者たちの意識変容過程、援助特性を明らかにすることに焦点が当てられてきた。その限界を指摘すれば、一般にセルフヘルプ研究は実践に内在する

相互学習の実態を、機能論に解消して概念化する傾向が強いということが挙げられる。同様の課題を抱える人同士のヘルパー機能とリフレーミング効果を指摘するだけでは、いかなる認識変化がどのように起こったのか、変化の内実についてわれわれは知ることができない⁽¹⁹⁾。また、そうした自己の再定義や障害観の変更という認識変化への道のりは、段階的直線的に開かれていくものではないはずである。また、いかなるメタファやイデオロギー——筆者が聞き取りをした団体では「親が元気なら子どもも元気」などのスローガンがこれに当たる——を使おうとも、人は価値意識を簡単に変えられるものでもないだろう。より丁寧に価値意識の変更を説明すれば、実際生活の中で価値がぶつかり合い、矛盾が生じたことで理念との調整が起こり変更に至るということではないだろうか。従って、「障害の受容」とは母親たちにとって目指すべき目標ではなく、それなしには子育て実践が暗礁に乗り上げるような痛みを伴う調整の経験であるはずだ。この自覚化の契機を捉えて集合行為として組織する見通しをリーダーが持つことで、自己との対峙に伴う苦悩を共有あるいは緩和し⁽²⁰⁾、生活課題を学習へと組織するセルフヘルプ・グループが機能していくと考えるならば、筆者は「障害児の親たちによるセルフヘルプ活動」が自己教育論として社会教育研究に位置を与えられると考えている。

機能論的分析以外にセルフヘルプ・グループの活動を分析する視角には、次のような方向性があるように思われる。①当事者の親密圏から公共圏へと運動が拓かれていくという見方に立って、運動全体の動態を対象とする社会運動論、②スティグマを貼られた少数者たちが個人的な体験の共有と生き方の変革をめざす際の、運動内部の意識覚醒プログラムの内容や機能に関する学習論的分析である。①は社会構造の中に位置づけられた当事者運動の成果が公共に拓かれてゆく過程と論理を考察するのに対して、②は運動体が個々人のメンバーに提供する機能と相互作用性を考察の対象としている点で、全く位相の異なる分析視角であるが、両者は社会運動に内在する学習機能として統一的に理解できるように思われる。

近年の研究によると、「障害児の親」の価値転換を伴う意識変容の過程とは、障害者と生きる自分に向けられる社会的まなざしによって意識させられる「社会的差別」をめぐる立ち現れ、障害の解釈を再構成していく過程と表裏をなしているといわれている。こうした視角は臨床領域では「障害児の母親」というプロトタイプを書き換えるストーリーが重視される傾向を生み出したほか、自己定義の変更としてのストーリー転換が、「障害受容」のソーシャルワーク・アプローチとして採用されるなどの発展をみている⁽²¹⁾。

障害児の親の意識変容という方法とセルフヘルプ・グループの関連について、ここで確認したいことは、親の「障害受容」を支援するソーシャル・ワークの支援スタンスの変化である。ワーカーは「クライアント」ではなく、「ひとりの人間としての出会いの場」として援助を位置づけること⁽²²⁾や、「個別具体的な言説の発信から如何にクライアント自身の理論を構築していくか」といった当事者視点が重要な主題となってきたのである。また、個人の内面の変革を重視するセルフヘルプ活動は、個人的経験のストーリーを拡大することで、「経験の再定義をおこなう「力 (power)」を与える」動きとして、注目すべき動向とされているということである⁽²²⁾。

3. 本研究の課題設定

本研究の対象は、障害児の母親たちのセルフヘルプ・グループから発展して、地域福祉事業

を行う福祉 NPO に内在する学習過程である。実在する対象は抽象的な存在ではなく、社会構造や関係に埋め込まれ、歴史的経緯、独自の思想といった文脈を豊かにもつ実体である。そこで対象の固有性に配慮するために、福祉 NPO、セルフヘルプ研究、障害児の親研究と差別論の視角に学んできたのである。これらを概略的に示したものが表 1 である。

学習・教育活動を一義的な目的としない当該 NPO の活動を、学習過程として理解するため

表 1 先行研究の整理

学問領域	課題	理論／結論	克服のシナリオ
精神医学 臨床心理学	障害児の親の悲しみの実態	悲嘆の過程理論	心理的適応 時間の経過と共に現実を受容する
社会学	障害児の親の悲しみが何故おこるのか	・能力主義的価値観に基づいて排除される障害者 ・かわいそうな家族というイメージ付与（排除の対象として同列にいる） ・社会制度の問題 →日常生活の問題が発生することが予想されることで苦勞する人生を生きる自分が悲しいという意識状態	親の価値意識の変容 子どもの代弁者として偏見に満ちた社会の側の意識を変える ↑ 親自身が自分の偏見を省察し、子育て過程で障害を受容する。そのためにも、親自身が自分の人生を主体的に生きることが大切
学問領域	研究動向／課題	結論	実践的対応
セルフヘルプ研究	当事者運動の動態と社会的意義	・専門機関の支援と当事者運動の関わり方 ・実践類型化、組織形成過程	・自立生活支援センター運動（代弁／要求）
	運動内部の構造・機能、学習内容	・自助グループの特徴と役割	・アイデンティティ再建、自尊感情回復が追求課題
福祉 NPO 研究	NPO の社会的役割と特徴	・社会参加の拠点、課題解決志向 ・サービス提供とニーズの社会化 ・権力規制と自治の主体的力量形成	・社会的有用労働、社会貢献活動として認知を向上させる ・労働・事業をつうじた力量形成と政策過程への関与に向かう
	NPO 実践の課題	・マネージメント（多元的参加によって不足する資源を補うこと、社会的使命を共有すること等）の必要 ・ケアシステムにおける連携の実現（他機関、地域住民、行政） ・住民自治と参加手法の模索 ・ケア実践の質	・NPO マネージメントの学習機会増加 ・協働事業（委託・補助事業）の拡大 ・地域福祉計画策定への参画、情報公開の徹底 ・当事者評価、協議

に、どのようなアプローチをとっていくべきだろうか。第一に、対象把握を行う上での「障害児の親」研究の参照点は、親の意識変容を出発点に据えるということである。つまり、自己矛盾と同時に生活上の諸矛盾をどう捉えて行動してきたのか、実践主体としての親の課題認識と行動の関連論理を明らかにすることが第一の実証課題である。親が「代弁者」となりゆく過程を自己形成過程と仮定するならば、当該 NPO の協同実践の文脈で、どのような主張をもつ行動主体が形成されるのか実践過程的に理解しうるはずである。「代弁者」となるとは、解放された自己がどのように生き、生活を送るべきかという「倫理的で実存的な問いかけ」の末に選択される省察的行為の結果であり、多くの場合、相互承認的な学習を不可欠とするプロセスである⁽²³⁾。石川は親による実践ではないものの、障害者の自立生活プログラムの成立を伝達による相互作用に求める論述をしている⁽²⁴⁾。

「そもそも障害者ははっきりした理念に導かれて自立生活に旅立つわけではない。(中略) 自立を決意するのは、施設や実家での生活が我慢ならないものになったとき……であって、自立生活が彼らを魅了し引き寄せているとは必ずしも言えない。そもそも理念というものは、他者に伝達されるときに始めて振り返られ言語化される。だから、自立生活プログラムが提供される時は、まさに「自立生活」が言語化され形式が与えられる瞬間なのである。」(p 308)

自立生活の意味は相互作用の中で形成され、伝達され実体化していくということが考察されている。この指摘には、自立生活プログラムの成立を、先人たちが試行錯誤の末に獲得してきた社会生活の技や知恵を体系づけて、後輩たちに伝えていく教育プログラムとして成立したことが捉えられている。いいかえると、教育主体の形成を学習者が自ら獲得してきた過程を振り返り、後続の学習者との相互作用（協同実践を伴う）から展望しているといえないだろうか。

第二点目として、領域の個別性と問題枠組みの理解という観点からは、障害者差別のみならず差別論が参照枠組みを提供してくれる。差別論は社会的差別を問題化する過程で、あらゆる人と人の関係に権力の政治を発見していく方法をとる。上野は多元的な現実を生きる個人が経験する差別という「生きられた経験」を、それが埋め込まれた権力構造のなかで徹底的に差別として洗い出し、文脈を政治化することが必要だという。そして親密圏の政治に共通する克服の戦略とは、①支配集団に対する報復や逆転の発想をとらないこと、②キャッチアップ（成り上がり）戦略をとらないこと、③差異の解消ではなく、差異の承認に向かっていることを指摘できるという⁽²⁵⁾。究極的には、上野が整理したような「差異の承認」の実践プログラムをどう構想するかが問われているのである。

本研究では要田差別論の「子の代弁者」となる親という提起を、誰もが人間らしく生きる地域社会構築のために行動する「親のエンパワーメント戦略」と読み替えている。そして、セルフヘルプ・グループや福祉 NPO の実践と事業の中で、克服に向かう論理がどのように具体化されているのかを明らかにしていくことが二つ目の課題である。例えば、石川や岡⁽²⁶⁾による自立生活運動の分析に関する結論は非常に近似している。石川は自立生活運動の中で開発された自分たちのあり方を変更する実践プログラムとして、ピアカウンセリング技法の実際を考察して⁽²⁷⁾、それが相互扶助である限り所詮「内部処理」という限界を孕んでいると指摘している。支配的社会の価値観変革を次なる課題としていくためには、「他者を巻き込むこと」が必然とな

るというのである。岡も同様の論点を提起している。「当事者が培いつつある文化を積極的に学習内容に組み入れ、当事者の外の世界に働きかけ共有していくことが社会教育に求められているのではないか」、そして「これは単なる学習内容編成にとどまる問題ではなく、根本的には家族や地域及びシステムの再編そのものに、社会教育は何をなし得るのかという問題で」と述べている。ここで問われているのは社会的ケアの質という問題ではない。それを超えた人間としての尊厳と対等な関係性が克服の戦略の射程にあるかどうかと、実践における障害者との相互学習のあり方が評価の視点になるということだろう。

4. おわりに——「親密圏」が福祉 NPO に示唆すること——

最後に当該 NPO の福祉実践を分析する視角として、若干の留保をつけつつも参考になると思われるのは「親密圏」の議論である。金井（2003）は親密圏＝家族という根強い等式を切り離して積極的に理解することを提起する⁽²⁸⁾。新しい親密性の固有の意味を「他者の生命・身体への配慮が人々を繋ぐ関係性である」ような側面に見出だし、公共圏には還元しえない親密圏の意味を捉えようとしている。そのような親密圏の描き直しが求められるのは、「不在化されてきた女性の経験の政治問題化や公共的な「不正義」という認識にも還元し得ない領域」を主題化するためであるという。これまで親密圏の議論は、もっぱら「公共圏へ」という問題構図の中で、新たな親密性が後者に対して拓かれていく方向において語られてきた。筆者が NPO 実践という中間領域において見てきたのは、親密圏とも公共圏とも区別がつかない様々な主張が入り乱れる、いわば境界領域の混沌とした実態であった。異議申し立てをする新たな公共圏という一枚岩な側面だけではなく、そこにある複雑な実態を捉えていくために、筆者も親密圏の捉え直しという動向に目配りをしていきたいと思う。

そのためにまず、「親密性」という概念が含意することを、筒井（2000）の整理に準じて示しておきたい。一般的な定義によれば、親密な関係とは「個人的に見知っている親しい人どうしの関係」である⁽²⁹⁾。そこには何ら肯定的・否定的な価値判断はないように思われる。ところが、近年の社会学及び社会心理学研究ではこの概念に、より積極的な意味を見出すような傾向が見られる。ギデンズの「親密な他者」概念がその代表格であろう⁽³⁰⁾。

逆に批判的な例として代表的なものは、「私化傾向」を指摘するベラーとセネットである。ここでは、「個人主義、親密性への引きこもり、ナルシズム、「親密性の専制」が引き合いにだされて批判の対象となっているのである。また、現代社会の合理化、システム化批判を展開するハーバーマスの「公共性の復権」論は、システム世界の成立が親密な関係性を希薄化させたという。前者では、「公共性の喪失」を親密性の拡大＝私化に起因するものと見るのに対して、後者では、現代社会のシステム化傾向の問題性に抗するために、自発性に基づくパーソナルな社会関係＝社会運動的な結びつきを原理として、再構成された新たな活動領域に期待する向きが強い。こうした意味の問題状況を検討することがまず必要である。

親密性の意味を筒井は、①「相手特有の事情」を情報として持っていることであり、相手との相互行為の蓄積という相当期間の付き合い履歴があること、②「カテゴリー的(関係外的)個性」を核にした関係を結ぶこと、の二つに区分して前者に本質を見ている。後者の特性は、例えば初対面の人物に対して「やさしそう」といったイメージをもって、選好を決定するなどの行為に現れるものと説明され、こうしたカテゴリー的な個性を当てにすることが必ずしも親密性の

発展には繋がらないことを指摘する。このことから親密性基準を、(a)交換可能なインパーソナルな関係外的個性と、(b)交換不可能な個性に基づく関係とに区分する。親密性のメルクマールに関する筒井の抽象的区分は、親密性の機能についてどのような展望を開くのであろうか。さしあたり公共圏の議論は、(a)の交換可能な個性に基づく親密性の形成に意味を見出そうとしているという視点を持つことはできるだろう。親密性を厳密な意味で追求しながら公共圏を形成することは至難の技と言わなければならないのではないだろうか。

先の金井やギデンズが捉えた「親密性」には、より限定された場面、空間における人への配慮性、肯定的受容という含意が見て取れる。鷺田も含めてこれらの親密圏概念は、「身体性のレベル」あるいは「生の保障」に関わって把握されていることから、ケア領域に適合的である。そこには「具体的な他者の生への配慮／関心をメディアとするある程度持続的な関係性」とする共通性が見出されるほか、「具体的な他者とは、一般的な他者とは異なって人称性を帯びた他者であり、そうした他者との関係性は「他ならぬ」という代替不可能性を幾分か含んでいる」と理解することにより、親密性の本質的定義を保持している⁽³¹⁾。

今日の市場主義福祉改革下でサービス提供者となった NPO のケアシステムと役割を考えようとする時に、金井らの親密圏が主題化しようとしているテーマは重要である。制度サービスと非制度サービスの区分と引き受け方をどうするかという実践の問いが発生する現在、①柔軟に対応することが不可欠であると同時に、②制度化されないニーズに対しては、自前サービスをつくるかあるいはボランティア組織を活用するなど、自律的に地域の福祉力を構築することによって解決を図ること、③そうした自前努力の上に共同化すべきニーズは何かを選び出し、公共化（社会化）すべきことを自治体に提案していくという多元的な役割を期待されている。このような役割期待とシステム論中心の NPO 論がつかみ損ねていることは、本質的には市民社会に福祉サービスの人間化というテーマが、投げかけられているということだろう。これまでのいかなるあり方によってもそれは実現されないのかもしれない。援助しようとすることで排除してきた人々と共に働く実践組織となっていくことが一つの可能性である。

そのような場におけるケア実践とは、ケアを受ける人たちはみな「代替不可能な独自の生」を生きているという事実の前に、「親密な他者」として傍らに在る関係を構築することとして理念化されるのである。それは障害者を対象化してカテゴリーで理解する援助実践が、働きかける技術を懸命に模索してきたような専門性からは、生まれにくい発想であったように思われる。事例分析を行う NPO の実践的事実からは、抑圧的ではないシステムの取り組みへの努力の中に新たな「親密圏」を築く秘けつが見い出されるのではないかと考えている。

注 記

- (1) 佐藤一子編著 (2001)『NPO と参画型社会の学び 21 世紀の社会教育』エイデル研究所
- (2) 島田修一 (1989)「現代成人学習内容論の研究視角」『日本の社会教育第 33 集 現代成人学習内容論』東洋館出版社, pp 2-20
- (3) 伊藤周平 (1999)「社会福祉における利用者参加 —— 日本の福祉政策と参加の理念」『社会福祉における市民参加』東京大学出版会
- 武川正吾 (1999)「社会政策における参加」『社会福祉における市民参加』東京大学出版会
- (4) 岡幸江 (2001)「暮らしの思想としての NPO —— 長崎県ボランティア協会にみる「いのちの尊厳」の社会化」『NPO と参画型社会の学び —— 21 世紀の社会教育』エイデル研究所
- (5) 岡幸江 (1999)「地域ケアシステム構築における援助関係と自立 —— 地域福祉と社会教育の今日的接点」

- 『埼玉大学紀要（教育科学）』, 48(2): 125-138
- (6) 津田英二(2001)「NPOにおける参加型学習の展開」『NPOと参画型社会の学び 21世紀の社会教育』エイデル研究所
- (7) 岡村重夫(1976)「福祉教育の目的」『福祉の思想入門講座』柏樹社
- (8) 渡辺久子(1982)「障害児と家族過程——悲哀の仕事とライフサイクル」『講座家族精神医学3 ライフサイクルと家族の病理』弘文社
- (9) Klaus, M, J. H. Kennel (1975) The Addaptation of Parents to the Birth of an Infant with Congenital Malformation; A Hypothetical Model, "Pediatrics" Vol. 56
- (10) 要田洋江(2000)『障害者差別の社会学』岩波書店(1989)
- (11) 要田洋江(1989)「親の障害児受容過程」『グウン症児の育児学』同朋舎出版
- (12) 金井淑子(2003)「親密圏とフェミニズム——「女の経験」の最深部に——」『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版
- (13) 石川准, 倉本智明編著(2002)『障害学の主張』明石書店
- (14) 石川准(1995: 22-59)「障害児の親と新しい親性の誕生」『ファミリーズの再発見』世界思想社において、石川もまた親の価値意識変容を論じている。
- (15) 横澤晃一(1975)『母よ！殺すな』すずさわ書店
安積純子, 岡原正幸他編著(1995)『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店
- (16) 久保紘章(1982: 49-54)「障害児をもつ家族に関する研究と文献について」『ソーシャルワーク研究』Vol.8(1)は、障害児家族研究を視点別に整理した先行研究レビュー文献である。障害児家族に研究関心が向けられるようになったのは1970年代中頃である。アッカーマンによる家族力動研究が子どもの病理と家族病理の関連を仮定したことの影響で、障害児の親がしばしば根拠もなく「問題ある」とみなされるようになったという。このことから80年代の研究では、病理家族という見方は否定され、二次的な影響の分析に関心が向けられていった。家族の身体的、精神的負担感の実態調査が進み、家族支援の重要性を援助者が認識するようになっていった。
- (17) 拙稿(2003)「障害児の母親たちによるセルフ・ヘルプ活動の展開と意義——マザーグースの会の分析」『北海道地域福祉研究』第6号、北海道地域福祉学会
- (18) 朝日新聞2003年5月18日付け記事「社会の方を変えるんや!」、竹中ナミ氏(NPO法人プロップ・ステーション理事長)の生活史には社会的起業にたどり着く心の軌跡を読み取ることができる。
- (19) 久保紘章, 石川到覚編著(1999)『セルフヘルプ・グループの理論と展開』中央法規
- (20) 玉井真理子(1995)『障害児もいる家族物語』学陽書房、「抱えているのは障害児ではない。様々な問いを突きつけられて、立つ自分自身だ」と結んでいる。
- (21) 松倉真理子(2000: 48-55)「ソーシャルワークにおける「ストーリー」の思考——「障害児の親」プロトタイプと「障害受容」の困難さをめぐって」『ソーシャルワーク研究』Vol.26(3)
- (22) 松倉真理子, 前掲論文
- (23) 拙稿, 前掲論文にてセルフヘルプ・グループの学習構造を確認済みである。
- (24) 石川准(1991)「自助グループ運動から他者を巻き込む運動へ——ある障害者グループの活動から——」『社会運動論の統合を目指して——理論と分析——』成文堂
- (25) 上野千鶴子(2002)「複合差別」『差異の政治学』岩波書店
- (26) 岡幸江(1999: 195-207)「介護問題における生活環境の組織化と社会教育——障害者自立生活運動の当事者性が示唆するもの——」『高齢社会における社会教育の課題 日本の社会教育第43集』東洋館出版社
- (27) 石川前掲論文, ピアカウンセリングは障害当事者自身が、新規参入者の「準提者」ないしは「行動モデル」として日常生活の実際を示すプログラムで、内容は①日常生活の経験から得られた生活技術や情報を新人たちに伝えること、②情緒的・心理的サポートから構成されている。
- (28) 金井淑子, 前掲書

金井は、従来フェミニズムにとって生の営み(生殖、出産から介護まで)が行われる場としての家からの解放が第一の課題であったことから、親密圏のとらえ直しをまずは家族から引き離して、その本質を「身体を受け皿、関係のエロス性の基盤」として抽出し、再び公的介護(施設など)の場面に定位させようとする主張

している。

- (29) 筒井淳也 (2000) 「現代社会における親密性の展望——親密性の二重化について——」名古屋社会学研究会発表原稿

<http://www004.upp.so-net.ne.jp/tsutsui/research/comm/nsk-intimacy.html> (2003.9.28 現在)

- (30) A. ギデنز (1995) 『親密性の変容』而立書房
- (31) 斎藤純一 (2003) 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版